

医師の働き方改革に伴う特定労務管理対象機関の指定について

- 令和6年4月1日から、勤務医にも①時間外労働の上限規制が適用される（年960時間）とともに、②勤務医の健康を確保するためのルールが導入されます。
- 一定の要件に該当し、県から特定労務管理対象機関の指定を受けた医療機関については、年1,860時間が上限となります。（③指定手続きの流れ）
- 令和5年7月25日に開催した地域医療対策協議会においても情報共有させていただきましたが、④県内の特定労務管理対象機関の指定についてご意見賜り、ご承知いただきたく存じます。

① 時間外労働の上限規制

- 令和6年4月1日から、医業に従事する勤務医の時間外・休日労働時間は、原則として年960時間が上限となります。（A水準）
- 医療機関が、地域医療の確保などの必要からやむを得ず、所属する医師にこれを上回る時間外・休日労働を行わせる場合は、その理由に応じて、宮城県知事から指定を受ける必要があります。（特定労務管理対象機関）

医療機関に適用する水準		長時間労働が必要な理由	年の上限時間
A水準		原則（指定取得は不要）	960時間
特定労務管理対象機関	B水準	地域医療の確保のため	1,860時間
	連携B水準	他院と兼業する医師の労働時間を通算すると長時間となるため	通算で1,860時間 (各院で960時間)
	C-1水準	臨床研修・専門研修医の研修のため	1,860時間
	C-2水準	長時間修練が必要な技能の習得のため	1,860時間

※1,860時間の上限が適用されるのは、指定理由に対応する業務に従事する医師のみです。
 ※一つの医療機関が複数の水準の指定を受けることもできます。

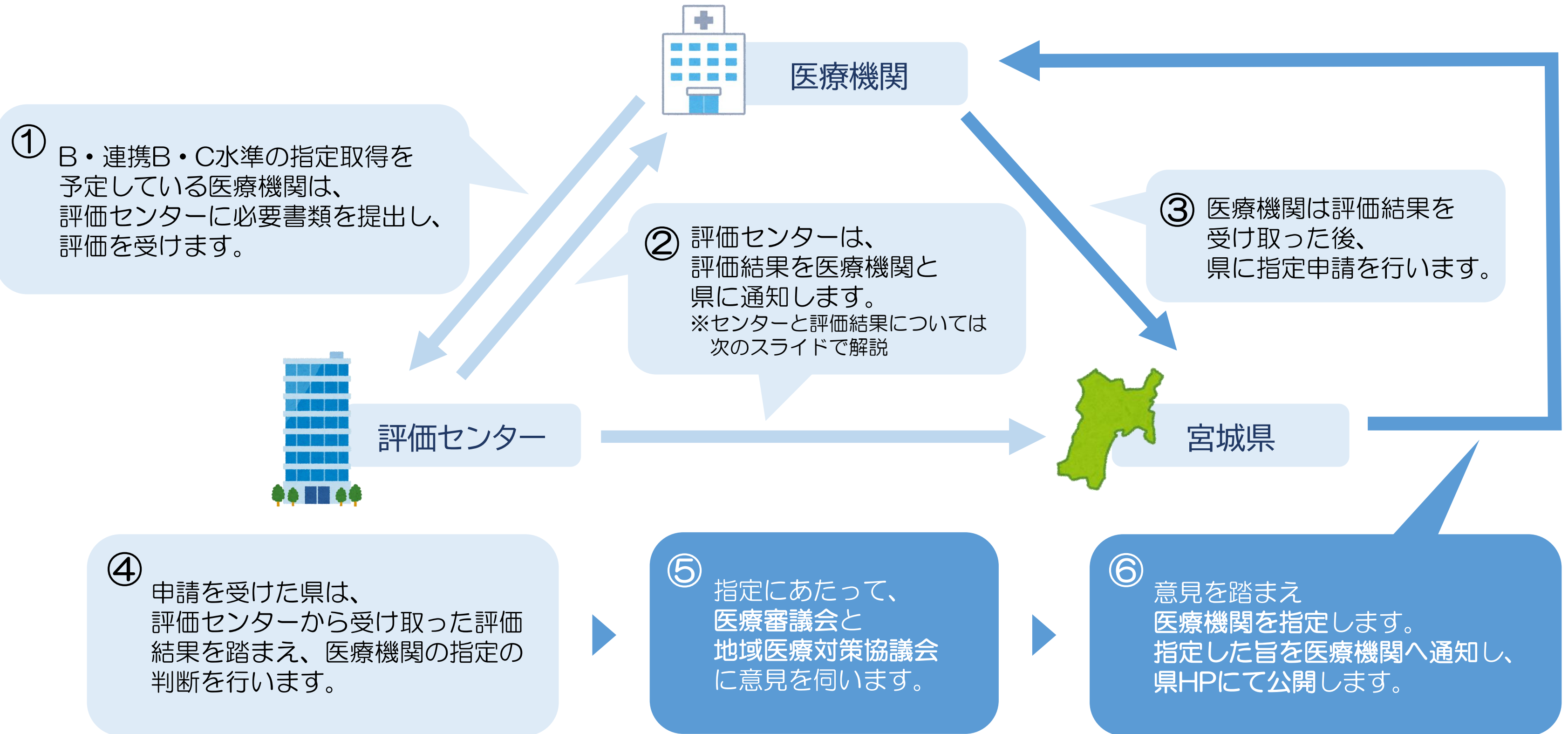
医師の働き方改革に伴う特定労務管理対象機関の指定について

② 健康確保のためのルール

- 十分な睡眠が取れずに連続して勤務する時間が長くなると、疲労が蓄積し、注意力の低下などによる医療ミスリスクも高まります。
- そのため、1か月の時間外・休日労働が100時間以上となることが見込まれる場合は、面接指導を行う必要があります。
- また、勤務医が確実に休息を取ることができるよう、退勤から翌日の出勤までに原則9時間を空けるルール（勤務間インターバル制度）が始まります。

医療機関に求められる取組	検査項目	対象	備考
面接指導の実施	時間外・休日労働が月100時間超となった医師に対して、面接指導が実施されていること	全医療機関	未履行が確認された場合、立入検査を通じて指導を行うことと合わせて、支援を必要とする医療機関に対する県等による支援が求められます。 （改善の取組が十分になされない場合、県による改善命令や特例水準指定の取り消し措置あり）
	面接指導実施後、必要に応じて、労働時間短縮、宿直回数の減少その他の適切な措置を講じていること		
時間外・休日労働が月155時間超となった医師について、労働時間短縮のために必要な措置を講じていること			
勤務間インターバル ・代償休息の確保	特定労務管理対象機関の医師のうち、時間外・休日労働時間が年960時間超となることが見込まれる医師に対し、休息若しくは代償休息が確保されていること	B・連携B・C-1・C-2水準の医療機関	

③ 指定手続きの流れ



医療勤務環境評価センターの評価結果（評価の考え方）について

- 特定労務管理対象機関の指定を受ける医療機関は、令和6年度以降も年1,860時間までの時間外・休日労働が可能となるため、長時間労働の医師に対する労務管理・健康確保を着実に実行できる体制が整っていることが必要です。

- このため、特定労務管理対象機関の指定取得を予定している医療機関の労務管理・健康確保の体制を確認・評価する団体として、医療機関勤務環境評価センターが設立されました。運営は、医療法の規定に基づき、公益社団法人日本医師会が行っています。
- カテゴリ1をすべて満たした医療機関に対し、労務管理体制や労働時間短縮に向けた取組状況、労働時間の実績を踏まえて下記の全体評価が実施されます。

カテゴリ		1	2-1	2-2	3		
評価内容		労働関係法令及び医療法に規定された事項	1以外の労働管理体制や労働時間短縮に向けた取組状況 【評価時点における取組状況】	1以外の労働管理体制や労働時間短縮に向けた取組状況 【今後の取組予定】	労働時間の実績 ※1		
項目数	新規評価時全76	必須18項目	52項目		6項目		
	次回評価時全88	必須24項目	54項目		必須4項目 ほか6項目	全体評価 (評価結果が出されるのは上から4つ)	
実施状況	必須項目全てを満たしている。	十分に実施している	十分に実施している	改善している	①	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる。	
		改善の必要あり	十分に実施している	改善していない	②	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない。	
		改善の必要あり	見直しの必要あり	-	③	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善が必要であるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる。	
		改善の必要あり	見直しの必要あり	-	④	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があり、医師労働時間短縮計画案も見直しが必要である。	
	満たさない項目がある。	-	-	-	-	評価保留	

※1 特例水準が適用される医師の平均または最長の時間外・休日労働時間数や、時間外・休日労働時間が960時間を超えた医師数等の実績を基本として検討されます。 ※ 本表は評価センター及び厚労省の資料から宮城県で整理したものです。

④県内の特定労務管理対象機関の指定について

県内の特定労務管理対象機関の指定申請状況

- ・ 11 医療機関から、以下のとおり申請を受理し、11 医療機関全てにおいて指定に係る要件（次頁詳細）に合致することを確認しました。

医療機関名	指定申請水準			評価センター の評価結果	指定対象診療科・医師
東北大学病院	B	連携B		②	全医師
宮城県立こども病院	B			①	新生児科、腎臓内科、循環器科、集中治療科
仙台医療センター	B		C-1	②	脳神経外科、泌尿器科、救急科、脳神経内科、臨床研修医
東北医科薬科大学病院	B	連携B		①	皮膚科、救急科、循環器内科、消化器外科、消化器内科
仙台赤十字病院	B			①	整形外科、新生児科
仙台市立病院	B			①	消化器内科、循環器内科、心臓血管外科、泌尿器科
仙台徳洲会病院	B		C-1	①	外科、循環器内科、臨床・専門研修医
石巻赤十字病院	B		C-1	②	糖尿病内科、脳神経内科、呼吸器内科、消化器内科、腫瘍内科、循環器内科、小児科、外科、脳神経外科、整形外科、形成外科、産婦人科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、皮膚科、麻酔科、救急科、放射線診断科、臨床・専門研修医
坂総合病院	B		C-1	③	外科、呼吸器科、専門研修医
気仙沼市立病院	B		C-1	①	医長、副医長、医員、臨床研修医
大崎市民病院	B		C-1	①	小児科、産科・婦人科、消化器内科、臨床研修医

県内の特定労務管理対象機関の指定に係る要件

	各水準共通				B水準	連携B	C-1
要件内容	(1) (1)-1 時短計画書案が、当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること (1)-2 時短計画書案に、勤務医の労働時間の状況や労働時間短縮の目標、勤務医の労務管理と健康管理に関する事項が書かれていること	(2) 面接指導と休息時間の確保が行える体制が整備されていること	(3) 労働に関する法律に基づく処分等を受けたことがないこと	(4) 各水準の指定に係る業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が1年について960時間を超える必要があると認められること	<ul style="list-style-type: none"> ●三次救急医療機関（救命救急センター）であること ●二次救急医療機関であって救急車1000台以上受入等しており医療計画において各疾病・事業等に示されている役割に該当する医療機関であること ●機能強化型在宅療養支援病院か機能強化型在宅療養診療所（単独型・連携型）であること ●医療計画において、各疾病・事業等に示されている役割に該当する医療機関その他地域における医療の確保のために知事が特に必要と認める医療機関であること <p>※●のいずれかを満たすこと</p>	医師の派遣があること	臨床研修または専門研修があること
根拠条文 (医療法) 条-項-号	(1)-1 113-3-1 (1)-2 113-3-2	113-4	113-3-3	113-2 118-1 119-1	113-1-1~3	118-1	119-1
確認書類	時短計画書案 (策定プロセス等)	評価結果報告書 (個別項目評価結果4・31)	誓約書 労働局照会結果	時短計画書案 (労働時間数欄) 申立書 等	各種指定・承認通知等 第7次宮城県地域医療計画	指定申請書別紙様式6 (派遣先医療機関一覧) 医師派遣依頼書等	臨床研修プログラム 専門研修プログラム